

2026年度 収支予算書
2026年4月1日から2027年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	1,000	1,000	0
基本財産受取利息	1,000	1,000	0
特定資産運用益	77,000	7,000	70,000
特定資産受取利息	77,000	7,000	70,000
受取会費	239,770,000	238,146,000	1,624,000
正会員受取会費	238,950,000	237,306,000	1,644,000
賛助会員受取会費	820,000	840,000	△ 20,000
事業収益	38,336,000	38,352,000	△ 16,000
研修収入	16,195,000	11,892,000	4,303,000
修了証等発行収入	140,000	140,000	0
出版物販売等収入	1,970,000	2,195,000	△ 225,000
印税収入	2,882,000	4,500,000	△ 1,618,000
後見登録料徴収代行手数料	460,000	399,000	61,000
名簿登録料収入	900,000	800,000	100,000
認定登録料収入	1,450,000	4,160,000	△ 2,710,000
会費管理手数料収入	4,740,000	4,452,000	288,000
業務受託収入	9,599,000	9,814,000	△ 215,000
受取負担金	24,110,000	23,212,000	898,000
受取負担金	24,110,000	23,212,000	898,000
受取寄附金	100,000	100,000	0
受取寄附金	100,000	100,000	0
雑収益	13,305,000	18,829,000	△ 5,524,000
受取利息	80,000	1,000	79,000
広告料収入	508,000	508,000	0
資料販売収入	12,078,000	17,655,000	△ 5,577,000
雑収益	639,000	665,000	△ 26,000
経常収益計	315,699,000	318,647,000	△ 2,948,000
(2) 経常費用			
事業費	294,625,890	299,110,718	△ 4,484,828
給料手当	90,543,800	91,004,400	△ 460,600
臨時雇賃金	1,545,000	1,512,000	33,000
法定福利費	15,684,360	15,810,230	△ 125,870
福利厚生費	2,283,200	2,253,200	30,000
通勤費	3,006,200	2,787,050	219,150
修繕費	82,000	87,000	△ 5,000
光熱水料費	974,160	1,200,600	△ 226,440
賃借料	12,277,040	12,023,400	253,640
リース料	763,320	987,320	△ 224,000
会員管理費	2,498,000	2,038,000	460,000
租税公課	2,912,900	2,808,048	104,852
減価償却費	5,491,050	7,537,010	△ 2,045,960
支払寄附金	500,000	500,000	0
システム管理費	16,544,300	16,224,550	319,750
大会費	500,000	2,500,000	△ 2,000,000
業務委託費	20,114,000	20,064,000	50,000

2026年度 収支予算書
2026年4月1日から2027年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
旅費交通費	18,896,000	16,677,000	2,219,000
諸謝金	7,822,000	7,978,000	△ 156,000
会場費	3,643,000	3,574,000	69,000
通信運搬費	28,856,500	29,205,960	△ 349,460
事務消耗品費	1,961,680	2,213,380	△ 251,700
印刷製本費	31,104,460	34,807,110	△ 3,702,650
諸会費	5,713,000	5,007,000	706,000
保険料	7,974,220	7,510,670	463,550
支払助成金	10,000,000	9,971,000	29,000
雑費	2,935,700	2,829,790	105,910
管理費	53,891,110	50,044,282	3,846,828
役員報酬	240,000	200,000	40,000
給料手当	20,509,200	16,612,600	3,896,600
臨時雇賃金	515,000	504,000	11,000
法定福利費	3,560,640	2,845,770	714,870
福利厚生費	1,188,800	1,076,800	112,000
通勤費	795,800	533,950	261,850
渉外費	156,000	156,000	0
修繕費	18,000	13,000	5,000
光熱水料費	213,840	179,400	34,440
賃借料	2,694,960	1,796,600	898,360
リース料	148,680	134,680	14,000
租税公課	28,100	31,952	△ 3,852
減価償却費	773,950	1,382,990	△ 609,040
諸報酬	3,196,000	3,266,000	△ 70,000
システム管理費	579,700	531,450	48,250
業務委託費	2,717,000	2,717,000	0
旅費交通費	10,305,000	10,691,000	△ 386,000
諸謝金	145,000	201,000	△ 56,000
会場費	1,350,000	1,533,000	△ 183,000
通信運搬費	1,102,500	853,040	249,460
事務消耗品費	328,320	243,620	84,700
印刷製本費	948,540	1,313,890	△ 365,350
諸会費	738,000	978,000	△ 240,000
保険料	300,780	263,330	37,450
新聞図書費	521,000	890,000	△ 369,000
支払利息	0	5,000	△ 5,000
雑費	816,300	1,090,210	△ 273,910
経常費用計	348,517,000	349,155,000	△ 638,000
当期経常増減額	△ 32,818,000	△ 30,508,000	△ 2,310,000
税引前当期一般正味財産増減額	△ 32,818,000	△ 30,508,000	△ 2,310,000
法人税等	70,000	70,000	0
税引後当期一般正味財産増減額	△ 32,888,000	△ 30,578,000	△ 2,310,000

2026年度 収支予算書内訳表

2026年4月1日から2027年3月31日まで

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計			収益事業等会計			法人会計	合計
	公1	共通	小計	取1	他1	小計		
I 一般正味財産増減の部								
1. 経常増減の部								
(1) 経常収益								
基本財産運用益	0	0	0	0	0	0	1,000	1,000
基本財産受取利息			0			0	1,000	1,000
特定資産運用益	36,000	0	36,000	0	36,000	36,000	5,000	77,000
特定資産受取利息	36,000		36,000		36,000	36,000	5,000	77,000
受取会費	0	119,885,000	119,885,000	0	0	0	119,885,000	239,770,000
正会員受取会費		119,475,000	119,475,000			0	119,475,000	238,950,000
賛助会員受取会費		410,000	410,000			0	410,000	820,000
事業収益	14,385,000	0	14,385,000	4,852,000	19,099,000	23,951,000	0	38,336,000
研修収入	14,255,000		14,255,000		1,940,000	1,940,000		16,195,000
修了証等発行収入	130,000		130,000		10,000	10,000		140,000
出版物販売等収入			0	1,970,000		1,970,000		1,970,000
印税収入			0	2,882,000		2,882,000		2,882,000
後見登録料徴収代行手数料			0		460,000	460,000		460,000
名簿登録料収入			0		900,000	900,000		900,000
認定登録料収入			0		1,450,000	1,450,000		1,450,000
会費管理手数料収入			0		4,740,000	4,740,000		4,740,000
業務受託収入	0		0		9,599,000	9,599,000		9,599,000
受取負担金	17,320,000	0	17,320,000	0	6,790,000	6,790,000	0	24,110,000
受取負担金	17,320,000		17,320,000		6,790,000	6,790,000	0	24,110,000
受取寄附金	100,000	0	100,000	0	0	0	0	100,000
受取寄附金	100,000		100,000			0		100,000
雑収益	12,586,000	0	12,586,000	0	495,000	495,000	224,000	13,305,000
受取利息			0			0	80,000	80,000
広告料収入	508,000		508,000			0	0	508,000
資料販売収入	12,078,000		12,078,000		0	0		12,078,000
雑収益	0		0	0	495,000	495,000	144,000	639,000
経常収益計	44,427,000	119,885,000	164,312,000	4,852,000	26,420,000	31,272,000	120,115,000	315,699,000

2026年度 収支予算書内訳表

2026年4月1日から2027年3月31日まで

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計			収益事業等会計			法人会計	合計
	公1	共通	小計	取1	他1	小計		
(2)経常費用								
事業費	217,737,900	0	217,737,900	1,345,420	75,542,570	76,887,990		294,625,890
給料手当	71,647,950		71,647,950	623,100	18,272,750	18,895,850		90,543,800
臨時雇賃金	1,442,000		1,442,000	0	103,000	103,000		1,545,000
法定福利費	12,380,020		12,380,020	115,330	3,189,010	3,304,340		15,684,360
福利厚生費	1,765,600		1,765,600	16,800	500,800	517,600		2,283,200
通勤費	2,282,150		2,282,150	27,800	696,250	724,050		3,006,200
修繕費	64,000		64,000	1,000	17,000	18,000		82,000
光熱水料費	760,320		760,320	11,880	201,960	213,840		974,160
賃借料	9,582,080		9,582,080	149,720	2,545,240	2,694,960		12,277,040
リース料	528,640		528,640	8,260	226,420	234,680		763,320
会員管理費	0		0	0	2,498,000	2,498,000		2,498,000
租税公課	1,767,120		1,767,120	224,650	921,130	1,145,780		2,912,900
減価償却費	4,553,300		4,553,300	33,650	904,100	937,750		5,491,050
支払寄附金	500,000		500,000	0	0	0		500,000
システム管理費	14,097,600		14,097,600	21,650	2,425,050	2,446,700		16,544,300
大会費	500,000		500,000	0	0	0		500,000
業務委託費	10,067,000		10,067,000	0	10,047,000	10,047,000		20,114,000
旅費交通費	15,832,000		15,832,000	0	3,064,000	3,064,000		18,896,000
諸謝金	6,675,000		6,675,000	0	1,147,000	1,147,000		7,822,000
会場費	3,055,000		3,055,000	0	588,000	588,000		3,643,000
通信運搬費	22,732,000		22,732,000	47,750	6,076,750	6,124,500		28,856,500
事務消耗品費	1,431,360		1,431,360	18,240	512,080	530,320		1,961,680
印刷製本費	27,748,920		27,748,920	28,530	3,327,010	3,355,540		31,104,460
諸会費	5,713,000		5,713,000	0	0	0		5,713,000
保険料	1,043,440		1,043,440	6,710	6,924,070	6,930,780		7,974,220
支払助成金	0		0	0	10,000,000	10,000,000		10,000,000
雑費	1,569,400		1,569,400	10,350	1,355,950	1,366,300		2,935,700

2026年度 収支予算書内訳表

2026年4月1日から2027年3月31日まで

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計			収益事業等会計			法人会計	合計
	公1	共通	小計	収1	他1	小計		
管理費							53,891,110	53,891,110
役員報酬							240,000	240,000
給料手当							20,509,200	20,509,200
臨時雇賃金							515,000	515,000
法定福利費							3,560,640	3,560,640
福利厚生費							1,188,800	1,188,800
通勤費							795,800	795,800
渉外費							156,000	156,000
修繕費							18,000	18,000
光熱水料費							213,840	213,840
賃借料							2,694,960	2,694,960
リース料							148,680	148,680
租税公課							28,100	28,100
減価償却費							773,950	773,950
諸報酬							3,196,000	3,196,000
システム管理費							579,700	579,700
業務委託費							2,717,000	2,717,000
旅費交通費							10,305,000	10,305,000
諸謝金							145,000	145,000
会場費							1,350,000	1,350,000
通信運搬費							1,102,500	1,102,500
事務消耗品費							328,320	328,320
印刷製本費							948,540	948,540
諸会費							738,000	738,000
保険料							300,780	300,780
新聞図書費							521,000	521,000
雑費							816,300	816,300
経常費用計	217,737,900	0	217,737,900	1,345,420	75,542,570	76,887,990	53,891,110	348,517,000
当期経常増減額	△ 173,310,900	119,885,000	△ 53,425,900	3,506,580	△ 49,122,570	△ 45,615,990	66,223,890	△ 32,818,000
他会計振替前 当期一般正味財産増減額	△ 173,310,900	119,885,000	△ 53,425,900	3,506,580	△ 49,122,570	△ 45,615,990	66,223,890	△ 32,818,000
他会計振替額		1,630,242	1,630,242	△ 1,630,242		△ 1,630,242		0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 173,310,900	121,515,242	△ 51,795,658	1,876,338	△ 49,122,570	△ 47,246,232	66,223,890	△ 32,818,000
法人税等			0			0	70,000	70,000
税引後当期一般正味財産増減額	△ 173,310,900	121,515,242	△ 51,795,658	1,876,338	△ 49,122,570	△ 47,246,232	66,153,890	△ 32,888,000

財務三基準(予測) 中期的収支均衡: △44,595,658円
公益目的事業比率: 210,537,900円/341,317,000円=61.7%
使途不特定財産の保有制限: 209,400,899円以下

事業 年度	自	令和8年4月1日	法人コード	A022370
	至	令和9年3月31日	法人名	公益社団法人日本社会福祉 士会

認定規則第45条第3号

資金調達及び設備投資の見込みについて

(1) 資金調達の見込みについて

当期中における借入れの予定の有無を記載し、借入れ予定がある場合は、その借入先等を記載してください。

借入れの予定		なし		
事業 区分	番号	借入先	金額	用途
			円	

(2) 設備投資の見込みについて

当期中における重要な設備投資(除却又は売却を含む。)の予定の有無を記載し、設備投資の予定がある場合には、その内容等を記載してください。

設備投資の予定		なし		
事業 区分	番号	設備投資の内容	支出又は収入の 予定額	資金調達方法 又は取得資金の用途
			円	

【法人の事業について】

認定規則第45条第4号

事業 年度	自	令和8年4月1日	法人コード	A022370
	至	令和9年3月31日	法人名	公益社団法人日本社会福祉士会

1. 事業の一覧

(1) 公益目的事業

事業番号	事業名等
公 1	社会福祉士の資質の向上、権利擁護及び社会福祉の増進に寄与するための事業

(2) 収益事業等

[1] 収益事業

事業番号	事業名等
収 1	物品販売等事業

[2] その他の事業(相互扶助等事業)

事業番号	事業名等
他 1	都道府県社会福祉士会会員の相互扶助等に関する事業

2. 個別事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率 (%)
公 1	社会福祉士の資質の向上、権利擁護及び社会福祉の増進に寄与するための事業	61.7

[1] 事業の概要について (注1)

社会福祉士は社会福祉業務に係る国家資格であり、本会は社会福祉士によって構成される全国47都道府県社会福祉士会を会員とする連合体組織である。

事業実施にあたっては、取り扱う社会福祉の分野毎に各専門委員会を設置し、当該専門委員会が中心となって、研修等の開催、調査研究の実施等を行っている。

専門委員会は、そのときの社会情勢に応じて、取り扱う社会福祉の分野を臨機応変に対応させ、適宜、新設・統廃合等を行っているが、いずれの委員会も、社会福祉士の資質の向上、権利擁護及び社会福祉の増進に寄与するため、研修等の開催、調査研究の実施等を行う点では共通しており、事業内容の本質的な部分は共通している。

本会は、社会福祉士の資質の向上に努め、人々の生活と権利の擁護及び社会福祉の増進に寄与することを目的として、以下の事業を行っている。

1. 研修等事業

社会福祉士が直面する福祉的課題は時代とともに変化するものであり、社会福祉士がその変化に対応し、社会福祉の専門職として社会的な役割を果たしていくためには、専門性の向上と継続的な自己研鑽が不可欠である。

また社会福祉士及び介護福祉士法第47条の2においても、社会福祉士は、「社会福祉及び介護を取り巻く環境の変化による業務の内容の変化に適応するため、相談援助又は介護等に関する知識及び技能の向上に努めなければならない」と定められており、社会福祉士は資質向上の責務を負っている。

社会福祉士は、社会福祉の現場で活動する社会福祉の専門家であり、社会福祉士の資質の向上は、社会福祉の増進に寄与し、もって、不特定多数の利益の増進に寄与するものである。

そこで、本会では社会福祉士の資質の向上を図るために、社会福祉士に対する社会的要請を踏まえた研修カリキュラムを各委員会において企画・開発し、本会主催の研修会・研究会等を実施するほか、本会の作成した研修カリキュラムを各都道府県社会福祉士会へ伝達し、各都道府県社会福祉士会において同内容の研修会を実施することによって、全国的な社会福祉士の資質の向上を図っている。

本会においては、社会福祉の専門家としてのキャリアパスをサポートするため、年次別・分野別に定めた体系的な生涯研修制度を設けており、当該研修制度の中で、受講生の履修管理を行い、個々の社会福祉士の計画的・継続的な受講を促している。

また、社会福祉の実践に関する専門知識・技術の普及に努めるため、社会福祉士に限らず、行政担当者や、社会福祉施設勤務者等の社会福祉関係者を対象とした研修も開催している。

さらに、社会福祉に関する普及啓発、社会福祉関係者の相互研鑽の観点から、日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会を開催している。全国大会では、講演会・シンポジウムなどが行われ、社会福祉士が直面する課題について参加者全員で考え、社会福祉士の役割について理解を深めるとともに、社会福祉士の活動のあり方を考える機会を提供している。学会では、分科会ごとにテーマを設定し、都道府県社会福祉士会会員による研究成果の発表、シンポジウムの実施、研修報告会などを行い、実践に基づく研究事例から参加者とともに社会福祉士の機能・役割等を考え、情報を共有し、知識の向上を図っている。

2. 調査研究事業

社会福祉士は、その時代における社会問題や法令改正などによって絶えず変化する社会的な要請に対応していく必要がある。そのためには、社会福祉の実践において生じている問題に関する事例収集や調査研究を行い、分析・検討し、解決策を求め、それを広く社会福祉の現場にフィードバックすることが必要である。

そこで本会では、調査研究等による社会福祉士の資質の向上、権利の擁護及び社会福祉の増進に寄与することを目的として以下の事業を行っている。

(1) 調査研究

テーマ別に設置された各委員会において、社会問題や法令改正などの社会情勢を踏まえ、取り組むべき課題を設定し、当該課題に対応するため、国の委託や補助を受けながら、調査研究を行っている。当該調査の結果は本会のホームページ上で公表するほか、その結果を手引き・研修会・研究発表など様々な形で社会福祉の現場に提供している。

(2) 関係機関・関係団体に対する情報収集・情報発信

本会は、社会福祉に関連する国の会議・ワーキンググループ等への参画や、法令改正にあたってのパブリックコメントの提出などを通じて、社会福祉士及び社会福祉現場の要請が適切に政策に反映されるよう提言活動を行い、権利擁護・社会福祉の増進に努めている。

また、本会は、国際ソーシャルワーカー連盟に加盟し、国際会議に参加することで、海外における社会福祉の現状の情報収集、日本における社会福祉の現状の情報発信を行っている。国際活動によって得られた情報については、本会の機関誌およびホームページ等においてその内容を広く一般に情報提供している。

(3) 研究誌・機関誌等の発行

本会では、社会福祉に関する研究論文、全国大会における講演内容等をまとめた研究誌「社会福祉士」を発行し、都道府県社会福祉士会会員に頒布するとともに、ホームページ等で有償頒布している。

また、本会では、委員会、全国大会、国際会議等の活動を通じて得た社会福祉に関する有用な情報をとりまとめた機関紙「日本社会福祉士会ニュース」を年数回発行し、社会福祉に関する情報の提供に努めている。なお、当該「日

本社会福祉士会ニュース」は、本会のホームページにおいて公開しており、誰でも無償で閲覧することが可能となっている。

3. 相談事業

本会と都道府県社会福祉士会は、成年後見に関する相談等を行う権利擁護センター「ばあとなあ」を設置している。「ばあとなあ」は、判断能力にハンディを持つ人々等の権利擁護支援を目的として設置した相談窓口である。

まず、社会福祉士が電話等による相談対応により問題を把握し、問題解決のために利用できる制度のコーディネートを行い、必要に応じて、家庭裁判所への申立手続きに関する相談支援、成年後見人等の紹介、地域の関係機関の紹介などを行っている。

本会「ばあとなあ」は、直接の相談受付の対応を行い、具体的案件については都道府県「ばあとなあ」につないでいる。また、各都道府県「ばあとなあ」の活動を支援するため、1) 都道府県「ばあとなあ」の困難ケースに対する指導・助言や不適切な事務執行を防止するための指導・助言、2) 都道府県「ばあとなあ」事業運営上の指導・助言と体制整備、3) 都道府県「ばあとなあ」の活動に関する基準の制定やガイドラインの整備、4) 受任状況の全国的把握と公表等の活動を行っている。

また、本会は、都道府県「ばあとなあ」の活動に関する基準やガイドライン等の情報の共有化、都道府県「ばあとなあ」における実務運営上の課題への相談、「ばあとなあ」の運営のあり方の検討等を行う都道府県「ばあとなあ」の担当者を対象とした会議を開催しており、全国の「ばあとなあ」運営の質の確保を図っている。

4. 社会福祉活動

本会は、日本における社会福祉の職能団体の一つとして、その時の社会情勢に応じ、災害支援活動等必要と考えられる社会福祉活動を実施している。

特に、大規模災害が発生した場合においては、被災者の相談対応や実態調査、地域ネットワークの再構築支援など、災害発生直後だけではなく、その後の継続的な支援において、社会福祉士が果たす役割は非常に重要なものとなる。

そこで全国社会福祉士会で構成される本会が中心となり、都道府県社会福祉士会の協力のもと、臨機応変な社会福祉活動を実践している。

(事業をまとめた理由)

上記の事業は、いずれも社会福祉士の資質の向上、権利擁護及び社会福祉の増進を目的として実施しているものである。本会の事業活動は、社会福祉のテーマごとに各担当委員会において上記の事業を複合的に実施しているものであり、各事業は、密接不可分の関係にある。よって、本会においては、上記の事業を一つの公益目的事業としてまとめている。

(事業の実施のための財源、事業に必要な建物等の主な資産について)

上記事業による直接の収入としては、主として以下の収入がある。不足分は本会の会費によって賄っている。事業に必要な建物等の主な資産については、本会の事務所及び外部の研修会場等があり、いずれも賃借によっている。

- (1) 研修収入
- (2) 修了証明書発行収入
- (3) 業務受託収入
- (4) 受取負担金
- (5) 受取国庫補助金
- (6) 受取民間助成金

(受託事業について)

国・地方公共団体その他公益的な団体からの委託を要請された事業については、その事業が本会の目的に合致し、公益性が認められると判断した場合、実施している。

(事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分)

本会は、全国組織であり、各都道府県社会福祉士会を会員とする連合体組織である。事業活動の範囲は日本全域に及ぶため、本会のみで直接実施することが困難な部分については、都道府県社会福祉士会をはじめとする第三者の協力を得て実施している。ただし、委託にあたっては、本会の担当委員会で実質的な内容の検討・企画、方針の策定などを行ったうえで、実際の運営を外部に委託しており、いわゆる丸投げにあたるような委託は行っていない。

注1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分分かるように記載してください。

2. 個別の事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	公	1
------	---	---

[2]事業の公益性について

定款(法人の事業又は目的)上の根拠	第6条第1項第1、2、3、4、5、6、7、8号
事業の種類(別表の号)	(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)
03	本会は、社会福祉に関する研修等の実施・調査研究・相談等の事業を実施することにより、人々の生活と権利の擁護及び社会福祉の増進を図っており、これらの事業は、認定法2条別表第3号の「障害者若しくは生活困窮者または事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業」に該当すると考える。
04	本会は、社会福祉に関する研修等の実施・調査研究・相談等の事業を実施することにより、人々の生活と権利の擁護及び社会福祉の増進を図っており、これらの事業は、認定法2条別表第4号の「高齢者の福祉の増進を目的とする事業」に該当すると考える。
05	本会は、社会福祉に関する研修等の実施・調査研究・相談等の事業を実施することにより、人々の生活と権利の擁護及び社会福祉の増進を図っており、これらの事業は、認定法2条別表第5号「勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業」に該当すると考える。
07	本会は、社会福祉に関する研修等の実施・調査研究・相談等の事業を実施することにより、人々の生活と権利の擁護及び社会福祉の増進を図っており、これらの事業は、認定法2条別表第7号「児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業」に該当すると考える。

(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください(注1。))

(下欄事業区分欄から、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその横に表示されず、該当する事業区分がないと考える場合には、最後の(18)「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。)		チェックポイントに該当する旨の説明	
事業区分	区分ごとのチェックポイント	(左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するように、どのように事業を行うのがわかるように記載してください。)	その他説明事項
(3) 講座、セミナー、育成	<p>1.当該講座、セミナー、育成(以下「講座等」)が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。</p> <p>(注)ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。</p> <p>3.当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為(受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為)に当たって、専門家が適切に関与しているか。</p> <p>(注)専門的知識の普及を行うためのセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為については問わない。</p> <p>4.講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。</p>	<p>(研修等事業について)</p> <p>1.当該事業は、社会福祉士の資質の向上及び社会福祉に関する専門知識・技術等の普及を図り、もって権利擁護及び社会福祉の増進に寄与することを目的として実施するものであり、当該目的は本会の定款上の目的として明示されている。</p> <p>2.研修等の開催情報については、ホームページなどで広く告知している。また、行政担当者を対象とする研修など特殊なテーマに関する研修等については対象となる各都道府県自治体に案内を郵送するなどして、広く参加を募集している。本会の実施する研修等は、基本的には広く一般に受講機会を開いているが、一部の研修等については、合理的な理由に基づき一定の受講要件を設けている。それぞれの受講要件については以下のとおりである。</p> <p><受講に制限のない研修等について> 研修等の内容が一般的で、広く一般に受講機会を開くことが社会福祉の増進に寄与と思われる研修等については、誰でも受講が可能である。研修会の開催情報については、ホームページなどを通して広く一般に周知しており、受講の機会が一般に開かれている。</p> <p><社会福祉士資格を前提とした専門的な内容の研修等について> 内容が社会福祉士資格を前提とする研修等については、質の確保の観点から、参加者を社会福祉士に限定している。研修等の内容によっては、社会福祉士であっても一定の実務経験や、一定単位の研修の履修などを要件としているものもあるが、いずれも質の確保の観点から要件を設けているものである。これらの研修等の中には対象者を各都道府県社会福祉士会会員としているものもあるが、各都道府県社会福祉士会の会員は基本的に社会福祉士であれば誰でもなれるため、実質的には社会福祉士全般に広く受講の機会が開かれているといえる。</p> <p><特定の業務従事者を対象とする研修等について> 行政担当者向けの研修等や、特定の専門分野に従事する担当者向けの研修等など、特殊なテーマに関する研修等については、質の確保の観点から受講要件を設けている。対象者であれば誰でも受講可能である。</p> <p><講師予定者を対象とする研修等について> 広く社会福祉に関する知識の普及を図るため、全国各地において実施する研修の講師予定者を対象とした研修を行っている。当該講師予定者は、研修テーマに関する相応の知識と実務経験を有し、講師として適当な人物である必要があるため、各都道府県社会福祉士会から推薦を受けた都道府県社会福祉士会会員としている。当該研修の受益の対象者は、受講者ではなく、全国において当該講師が行う研修を受講する多くの社会福祉士等であるため、受講の機会が広く開かれているといえる。</p> <p>3.いずれの研修についても、各分野における十分な知識・経験を有する社会福祉士、学識経験者等の専門家が講師を務めており、専門家が適切に関与している。</p> <p>4.本会の内規に基づいて適切な金額を支払っている。</p>	

(6) 調査、資料収集	<p>1.当該調査、資料収集が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.当該調査、資料収集の名称や結果を公表していなかったり、内容についての外部からの問合せに答えないということはないか。</p> <p>(注)ただし、受託の場合、個人情報保護、機密性その他の委託元のやむを得ない理由で公表できない場合があり、この場合は、当該理由の合理性について個別にその妥当性を判断する。</p> <p>3.当該調査、資料収集に専門家が適切に関与しているか。</p> <p>4.当該法人が外部に委託する場合、そのすべてを他者に行わせること(いわゆる丸投げ)はないか。</p>	<p>(調査研究事業について)</p> <p>1. 本事業は、社会福祉の実践において生じている問題に関して事例収集・調査研究を行い、分析・検討することで、具体的な解決策・対応策を求め、それを広く社会福祉の現場にフィードバックすることにより、本会の目的である社会福祉の増進に寄与しているものであり、当該目的は本会の定款上の目的として明示されている。</p> <p>2. 調査研究の成果は、ホームページ等で広く一般に公表している。また、調査研究結果を研修カリキュラムに反映させたり、調査結果を受けて新たな権利擁護支援システムを構築する等により、調査結果を広く社会に還元している。</p> <p>3. 調査研究は、各テーマごとに設置された本会の委員会において行っており、当該委員会は、社会福祉に関する豊富な知識と経験を有する社会福祉士や学識経験者などによって構成されているため、専門家が適切に関与しているといえる。</p> <p>4. アンケート調査・集計等を外部に委託することはあるが、調査結果の分析・検討等は、本会の委員会において行っており、いわゆる丸投げによる委託はない</p>	
(18) 上記の事業区分に該当しない場合	<p>1.事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。)</p> <p>2.事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。)</p> <p>ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか)</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか)</p> <p>ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか)</p> <p>エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか)</p> <p>(注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p>	<p>(研究誌・機関紙について)</p> <p>1. 本事業は、研究誌及び機関紙の企画・編集・発行を通して、社会福祉関係者の知識の向上、実践の支援をすることにより、社会福祉の増進に寄与することを目的としており、当該目的は本会の定款上の目的として明示されている。</p> <p>2. ア 研究誌は、都道府県社会福祉士会会員に頒布するとともに、ホームページ等で有償頒布している。</p> <p>イ また、機関紙は、都道府県社会福祉士会会員に頒布するとともに、ホームページ上で誰でも閲覧可能としている。</p> <p>ウ 研究誌の企画・編集・発行は、本会の委員会で行っており、当該委員会は、社会福祉に関する豊富な知識と経験を有する社会福祉士や学識経験者などによって構成されているため、専門家が適切に関与しているといえる。</p> <p>エ また、機関紙の記事の内容は、関連する各委員会の委員等に依頼しており、委員は社会福祉に関する豊富な知識と経験を有する社会福祉士や学識経験者などによって構成されているため、専門家が適切に関与しているといえる。</p> <p>オ 研究誌は、都道府県社会福祉士会会員が行った研究のうち優秀なものを選考し、その研究成果を掲載している。選考に当たっては、本会の委員会が執筆者無記名で評価表を作成し、公正な審査を行っている。</p> <p>カ 研究誌及び機関紙は、社会福祉に関する専門的な内容や、実践に役立つ内容となっており、社会福祉の増進を目的とした内容であることは明らかである。</p>	
(5) 相談、助言	<p>1.当該相談、助言が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.当該相談、助言を利用できる機会が一般に開かれているか。</p> <p>3.当該相談、助言には専門家が適切に関与しているか。(例:助言者の資格要件を定めて公開している)</p>	<p>(相談事業について)</p> <p>1. 当該事業は、権利擁護に関する相談を行うことにより、権利擁護及び社会福祉の増進を目的としており、当該目的は本会の定款上の目的として明示されている。</p> <p>2. 相談は誰でも利用可能である。本会及び各都道府県社会福祉士会のホームページ等に問い合わせ先を掲載することで、広く利用を呼び掛けている。</p> <p>3. 相談は、社会福祉士が行っており、専門家が適切に関与しているといえる。また、都道府県社会福祉士会のばあとなあ担当者会議による情報交換や、都道府県のばあとなあ運営に関する助言・指導等を行うことにより、ばあとなあ運営の質の確保を図っている。</p>	
(18) 上記の事業区分に該当しない場合	<p>1.事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。)</p> <p>2.事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。)</p> <p>ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか)</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか)</p> <p>ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか)</p> <p>エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか)</p> <p>(注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p>	<p>(社会福祉活動について)</p> <p>1. 本事業は、日本における社会福祉の職能団体の一つとして、その時の社会情勢に応じ、必要とされるボランティア等の社会福祉活動を行うことにより、権利擁護・社会福祉の増進に寄与することを目的としており、当該目的は本会の定款においても明示している。</p> <p>2. ア 本事業は、社会福祉士による支援を必要としていると認められる現場において実施しており、受益の機会是一般に開かれている。</p> <p>イ 事業の実施に当たっては、社会福祉士をはじめとする専門家が適切な支援を行っている。</p> <p>ウ 該当なし。</p> <p>エ 該当なし。</p>	

[3]本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について(注2)

許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関

- 注1 「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。
- 注2 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

(2) 収益事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	定款（法人の事業又は目的）上の根拠
収 1	物品販売等事業	第6条第1項第10号
事業の概要		
会員バッジ等のグッズ、専門書籍、本会が推薦する受験対策書籍等の販売を行っている。 また、社会福祉士の模擬試験の後援等を行っている。		
本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について（注1）		
許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関
本事業の利益の額が0円以下である場合の理由又は今後の改善方策について（注2）		

注1 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

注2 本事業における利益から、管理費のうち本事業に按分される額を控除した額が、0円以下である場合に記載してください。

(3) その他の事業（相互扶助等事業）について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	定款（法人の事業又は目的）上の根拠
他 1	都道府県社会福祉士会会員の相互扶助等に関する事業	第6条第1項第9号、10号
事業の概要		
<p>1. 都道府県社会福祉士会会員の活動支援を目的とした研修の実施</p> <p>2. 独立型社会福祉士の支援に関する事業</p> <p>本会では、都道府県社会福祉士会の会員である独立型社会福祉士を名簿登録し、独立型社会福祉士のネットワーク化を図り、活動基盤の整備を支援している。</p> <p>3. 社会福祉士賠償責任保険等の取り扱い</p> <p>本会では、都道府県社会福祉士会の会員が加入する賠償責任保険などの各種保険について保険会社と団体契約しており、会員は団体保険によって割安な保険料による加入が可能となっている。また、未成年後見人補償制度の運営主体として、保険契約の締結に関する事務や、保険金請求等に関する事務を行っている。</p> <p>4. 都道府県社会福祉士会の支援</p> <p>都道府県社会福祉士会の事務負担を軽減する観点から、都道府県社会福祉士会が徴収する会費や成年後見の名簿登録料の徴収代行事務等を行っている。</p> <p>5. 認定社会福祉士認証・認定機構の事務運営</p> <p>6. 認定社会福祉士認証・認定機構の資格登録機関として、認定登録者の管理等の事務局運営を行う。</p>		
本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について（注）		
許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関

注 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。